

瑞穂市障害者自立支援協議会の体制

企画・運営
制度啓発

全体会
※年2回

会長 1名 副会長 1名 委員 23名
+ 事務局（市職員）※定数：25人以内 任期：3年

事務局会

※随時開催

正副会長+各部会長+福祉生活課職員

プロジェクトチーム

特別に取り組む課題について調査・審議

各種専門部会

協議会メンバー+オブザーバーで構成

○くらし部会

- ・日中支援（就労、訓練、余暇 等）
- ・居住支援（在宅、施設、病院 等）
- ・権利擁護（後見人制度、差別解消法 等）

○相談支援部会

- ・一般、計画（児童）相談支援 等

○子ども部会

- ・途切れのない支援（ホム・トブック・リーフレットの検討 等）
- ・サポート強化事業 ・医療的ケア児支援の協議場

☆各部会とも必要に応じ、困難事例等の検討を実施

個別支援会議

個々の持つケースに応じて、関係者が集まり課題を確認（情報の共有）し、解決の糸口を話し合う場

※必要に応じ、随時開催

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

連携

瑞穂市福祉事務所

会議の事務局を行うとともに、窓口や日頃の業務において市民ニーズの把握や地域の課題及び困難事例を吸い上げ、必要に応じ、個別支援会議を開催し、協議会の検討事案のたたき台を作成する。

市民ニーズ、地域の課題

市内における困難事例・・・

瑞穂市

障がいのある方が自立し、安心して暮らせるまちづくりをめざし、障がい者本人やその家族はもちろんのこと、市内にあるボランティア団体や専門家、保健医療機関、学校、企業、事業者らが知恵を絞る。

福祉関係機関

県、保健所、病院、施設、事業所、企業等